

指導行政のポイント

教育基本法改正の“焦点”

菱村 幸彦

11月14日、中央教育審議会から中間報告「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」が出された。

文化伝統の尊重と日本人の育成

教育基本法の改正は、これまでに繰り返し問題となりながら、今日まで手つかずできた、いわば戦後教育のタブーである。今回の中間報告により、やっと具体化することを歓迎したい。

教育基本法の改正という、いつもながら賛否が分かれる。今回の中教審報告についても、早速マスコミの論評は分かれた。「朝日」「毎日」が改正反対、「読売」「産経」「日経」が改正賛成を表明している。

マスコミの論評にもみられるように、教育基本法の改正で焦点となるのは、何といても、第1条の「教育の目的」である。具体的には、教育の目的として、「わが国の伝統と文化の尊重」「よき日本人の育成」「国を愛する心」などを盛り込むかどうかである。

この論点は、教育基本法案を審議した教育刷新委員会や帝国議会などですでに指摘されていた。

その後、昭和25年の天野貞祐文相の「国民実践要領」構想や昭和30年代の清瀬一郎文相や荒木万寿夫文相による教育基本法見直し論でも焦点となっている。昭和41年の中教審答申「期待される人間像」もこのパリエーションとみていい。

今回の中間報告は、教育基本法の見直しの観点の一つとして、「国際社会を生きる教養ある日本人として……自らのアイデンティティの基礎となる伝統、文化を尊重し、郷土や国を愛する心を持つことが重要である」(2章-1-(1)-)ことを指摘している。

中間報告が、これに続けて「国を愛する心を大切にすることや我が国の伝統、文化を尊重することが……国家至上主義的考え方や全体主義的なものになってはならない」と付記しているのは、反対論を予想してのことであろう。

学習指導要領では定めているが

もっとも、こうしたことが学校教育で教えられていないわけではない。すでに昭和40年代の学習指導要領の改訂から、「伝統・文化の尊重」「国を愛する心」「日本人の育成」などが、国語や社会や道徳の目標や内容に盛り込まれている。

例えば、小学校学習指導要領をみると、次のような目標や内容が定められている。

〔国語科〕「我が国の文化と伝統に対する理解と愛情を育てる」(内容の取扱い)

「日本人としての自覚をもって国を愛し、国家、社会の発展を願う態度を育てる」(同上)

〔社会科〕「我が国の歴史や伝統を大切にし、国を愛する心情を育てるようにする」(6年)

〔道徳〕「郷土や我が国の文化と伝統を大切にし、先人の努力を知り、郷土や国を愛する心をもつ」(5年・6年)

「日本人としての自覚をもって世界の人々と親善に努める」(5年・6年)

学習指導要領に盛り込むのと、教育基本法に定めるのでは社会的なインパクトが違う。「新しい時代を切り拓く心豊かでたくましい日本人を育成する」ためにも、この際、教育基本法に明確に定めることが重要と考える。

(ひしむら・ゆきひこ = 公立学校共済組合理事長)

最新刊のご案内

指導力不足教員への経営戦略
子どもの奉仕活動・ボランティア活動をどう進めるか
最新指導方法・評価キーワード

教育開発研究所刊

B5判 230頁・定価2500円 11月19日発売

A5判 220頁・定価2310円 11月19日発売

A5版 230頁・定価2415円 11月27日発売